

## 業 務 委 託 契 約 書 (案)

発注者 津市（以下「発注者」という。）と受注者 ○○○○○（以下「受注者」という。）とは、令和7年度 水道メーター取替業務（緑が丘一丁目ほか）（以下「委託業務」という。）について、次の条項により業務委託契約を締結し、日本国の法令を遵守し信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （委託業務）

第1条 発注者は、委託業務の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

### （履行期間）

第2条 委託業務の履行期間（以下「履行期間」という。）は、契約締結日から令和8年4月30日までとする。

### （委託料）

第3条 発注者は、委託業務に係る委託料として【別紙1】「水道メーター取替業務委託料単価表」により算出した金額を受注者に支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 受注者は、契約を締結する際に、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、津市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金は免除する。

### （委託業務の実施方法）

第5条 受注者は、この契約に基づき、別紙仕様書及び発注者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。

### （秘密の保持）

第6条 受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### （個人情報の管理）

第7条 受注者は、業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律及び津市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年津市条例第34号）を遵守するとともに、個人情報管理責任者を定めて適正に管理し、業務履行後は直ちに廃棄し、又は発注者に返却しなければならない。また、個人情報管理責任者は、従事職員に十分なセキュリティ研修等を実施し、不法行為が行われないよう周知、徹底しなければならない。

### （権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第9条 受注者は、委託業務の全部又は一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （監督）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、指示その他の方法により委託業務の履行状況を監督することができる。

### （業務担当責任者等）

第11条 受注者は、業務担当責任者（業務に従事する者で、当該業務に関し、主として指揮・監督を行う者）を定め、書面により発注者に届け出なければならない。

い。業務担当責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 発注者は、業務担当責任者、業務従事者等のうち、委託業務の施行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対しその交替を求めることができる。

**(調査等)**

- 第12条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

**(実績報告)**

- 第13条 受注者は、【別紙2】メーター取替日程表に定めるメーター取替完了報告書提出日ごとに、取替が完了したものについては、遅滞なく委託業務実績報告書又はこれに代わるものを発注者に提出しなければならない。（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）

**(検査等)**

- 第14条 発注者は、前条の規定により、委託業務実績報告書等の提出を受けたときは、提出のあった日から起算して10日以内に、委託業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、その旨を受注者に通知するものとする。

- 2 検査の実施は、履行場所又は発注者の指定する場所で行うものとする。

- 3 第1項の検査に合格したときをもって、委託業務の全部又は一部を完成したものとする。

**(履行遅滞の場合における損害金)**

- 第15条 発注者は、履行期間内に委託業務を完了しない場合で、相当の期間内に完了する見込みのあるときは、当該期限の日の翌日から起算して完了した日までの日数に応じ、契約金額の未履行部分相当額に対し、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第34条第1項に規定された率により計算した損害金を受注者に請求することができる。ただし、受注者が当該履行遅滞の原因が受注者の責めに帰する事由によらないことを明らかにした場合は、この限りでない。

**(委託料の支払い)**

- 第16条 受注者は、第14条第1項の規定による通知があったときは、発注者に対して、第3条の契約単価に実績数量を乗じて算出した金額に消費税及び地方消費税額分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を、当該通知に係る委託料として、その支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による適法な支払いの請求があったときは、その日から30日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

- 3 受注者は、発注者が所定期間内に当該通知に係る委託料を支払うことができないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、未払代金に対し規則第34条第3項に規定された率により計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

**(委託業務の内容の変更等)**

- 第17条 発注者は、この契約の締結後の事情により必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、発注者、受注者協議の上、委託料の額を変更することができる。

**(事情変更)**

- 第18条 発注者又は受注者は、この契約締結時において、経済情勢の激変又は天災その他の予期することができない事由により、契約金額が著しく不適当と認められるに至ったときは、相手方に対し、契約金額の変更の協議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定に基づく申出があった場合は、発注者受注者協議するものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が契約金額を変更するか否かを定め、変更する場合は変更後の額を、変更しない場合は変更しない旨を受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、協議の申出があった日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約、別紙仕様書又は発注者の指示に違反したとき。
- (2) 履行期限までに委託業務を完了しないとき又は履行期限までに委託業務を完了する見込みがないことが明らかになったとき。
- (3) 第13条の規定により提出した委託業務実績報告書等に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (4) 委託業務の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 第21条第1項の規定によらず、この契約の解除を申し出たとき。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、受注者が法令に違反し又はそのおそれがあり、社会的信用を大きく低下させたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、既に納付された契約保証金は、発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付を免除された者は、第1項の規定により契約を解除された場合においては、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の10分の1に相当する額を違約金として納付しなければならない。

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）のほか、暴力団又は暴力団員に協力し、又は関与する等これらと関わりを持つ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等関係行政機関から通報があった者又は警察等関係行政機関が確認した者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係法人等（暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 受注者の役員等（受注者が、法人の場合にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下同じ。）が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (3) 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等に直接又は間接を問わず資金等の供

給、資材等の購入又は便宜供与など積極的に暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められるとき（友人又は知人等として暴力団関係者と会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にする等の交遊をしているときをいい、年1回会う等の事実があるときを含み、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (6) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき（暴力団事務所の新築等の工事を請け負う、暴力団等が開催するパーティーその他の会合に招待する、又は招待される、若しくは同席するような関係をいい、特定の場所で偶然出会ったとき等を除く。）。
- (7) 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 下請負人等との契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 受注者が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材等の購入契約若しくは廃棄物処理施設の使用契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、津市の発注する契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報又は発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為があったと認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

#### （受注者の解除権）

第21条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催促をした後、この契約を解除することができる。

- (1) 第17条の規定により、この委託業務の内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第17条の規定による中止期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を履行することが不可能になったとき。

2 前項の規定により、この契約を解除した場合には、受注者は、これによって生じた損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （契約解除の場合における履行部分の清算）

第22条 前3条の規定により、この契約を解除した場合において、履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分を検査の上、相応する金額を支払うものとする。

#### （損害賠償）

第23条 受注者は、委託業務の実施に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 天災その他不可抗力によって生じた損害については、発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

#### （特定の違法行為に対する措置）

第24条 受注者は、この契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費

税額分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者に支払うものとする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 発注者は、受注者がこの契約に関し前項各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

3 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

4 第1項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用する。

5 第1項の規定は、発注者の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

#### （相殺）

第25条 発注者は、この契約に関し受注者に対して金銭債権を有する場合は、その弁済期が到来すると否とを問わず、受注者が発注者に対して有する契約保証金返還請求権、契約代金請求権その他一切の債権と相殺することができるものとし、不足があるときはこれを追徴する。

#### （費用負担）

第26条 この契約を実施するために必要な書類等の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。

#### （裁判管轄）

第27条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

#### （疑義等の決定）

第 28 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ発注者、受注者協議の上、決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年      月      日

発注者      津市殿村 5 番地  
津 市  
津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

受注者

【別紙 1】

水道メーター取替業務委託料 単価表

( 1 器あたり)

| 口径    | 単価 (単位：円) |
|-------|-----------|
| Φ13mm |           |
| Φ20mm |           |
| Φ25mm |           |
| Φ30mm |           |
| Φ40mm |           |

(上記単価には、消費税及び地方消費税は含まない。)

※ 水道メーターの取外し、又は取付け作業のみの場合は、上記取替業務委託料 単価表の 2 分の 1 相当額を支給することとする。

## 令和7年度 メーター取替日程表 (2か月検針：偶数月3回目 用)

偶数月③

検針サイクル：偶数月3回目（検針日：偶数月の20日～26日）

| 日   | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|-----|----|----|----|----|----|----|
| 6月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 |    |    |    |    |
| 7月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 8月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 9月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 |    |    |    |    |
| 10月 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 11月 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 12月 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 1月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 2月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 3月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |
| 4月  | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7   | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14  | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21  | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28  | 29 | 30 | 31 |    |    |    |

- 太枠で囲われた日は、メーター取替完了報告書提出日です。この日には取替えた分全ての旧メーターの返却とメーター取替完了報告書の提出を終えてください。
- ・「○」の日はメーター取替可能日。「×」の日は取替作業を行わないでください。
- ※「×」の日が相手方の要望日である場合は、事前に水道維持課へ確認をしてください。